

集 会 ア ピ ー ル

東京都労働委員会は、JR東日本・八王子支社内運転職場で発生した組合掲示物の撤去事件について3月31日、「使用者による労働組合活動への支配・介入であり、不当労働行為である」と認定し、JR東労組に救済命令を交付した。私たちは東京都労働委員会が4年間の審議を経て、JR東労組の主張を全面的に認め、正当な判断を下したことを高く評価する。私たちはここに、“八王子掲示物撤去事件”に勝利したことを高らかに宣言する。

勝利を成し遂げた根拠は、第一に、陳述書・審問の中で、会社による不当労働行為の実態を赤裸々に暴き出したこと。第二に、八王子地本を先頭に全地本で職場から都労委闘争を包み込む組織的闘いを推し進めてきたこと。そして第三に、代理人（弁護士）をはじめとした関係各位の皆様の奮闘・ご支援によるものである。

JR東日本会社は、東京都労働委員会命令に基づき、直ちに非を認めJR東労組に謝罪するとともに、再び不当労働行為を行わないこと明確にすべきである。コンプライアンスを金科玉条のごとく唱えるJR東日本経営陣に、自ら率先して範を垂れることを強く求めるものである。

本事件の概要は、以下のとおりである。

2007年2月、第30回臨時中央委員会決定方針を分会掲示板に掲出したところ、八王子支社が「個人を誹謗中傷する掲示」と断定し、現場管理者が一方的に掲示物をはがす事象が発生した。分会は直ちに抗議したが、現場長は「施設管理権」「業務指示」「現認」などと居丈高な姿勢に終始した。八王子地本は、支社に抗議し、「謝罪」を再三申し入れた。しかし、八王子支社は「行為は間違っていない」と交渉などで不誠実な対応に終始したことから、真摯な話し合いは断たれたと判断し、本部は7月20日、JR東労組結成以来初めて東京都労働委員会に不当労働行為救済申立てを行ったのである。

私たちは、昨今首都圏の運転職場を中心にあらわれている会社施設の使用制限や掲示物（板）に対する介入、さらに、いわゆる職場慣行を無視して行われているJR東労組敵視、職場活動の規制・排除の動きに対して、職場の組合員とともにその本質について論議し、職場活動を強化してきた。本日の救済命令を踏まえ、自信を持って職場活動を推し進めよう！そして、引き続く「安全キャラバン事件」「浦和電車区事件・上告審」に勝利しよう！

全組合員の皆さん！とりわけ本事件に関し、かんり・きかく部会の皆さんの心痛は推し量れないものとする。JR東労組はこれまでどおり「労使共同宣言」にもとづき話し合いで解決する姿勢を堅持していく。しかし、会社側がその道を踏み外すならば、組合員の利益を守るために第三者機関の活用も含め、闘う体制を構築していくことを明らかにする。

東日本大震災は、組合員・家族の命を奪うなど甚大な被害をもたらした。亡くなられた方々に心よりご冥福を祈り、被害を受けた方々全員にお見舞いを申し上げるとともに、都労委の勝利命令を勝ちとった組織力を基礎に、東日本大震災の早期復興を、組合員一人一人が被災された方々の立場に立ち、全力を挙げて成し遂げよう！

2011年3月31日

東日本大震災復興支援！！

3・31都労委・掲示物撤去事件勝利集会